

第2回 準3級公認審判員資格検定会

実施要項

平成24年度、公認審判員資格検定会(以下、審判検定と略す)を下記の通り実施いたします。
東京都高等学校体育連盟バドミントン専門部に加盟している学校は、正しいバドミントンの競技規則を熟知し、審判技術を身につけなければなりません。この検定会を機に研修を兼ね資格取得を目指してください。

特に新規加盟校、競技規則を熟知している者がいない学校(チーム)は、大会運営上最低4名は受験することがのぞましいです。

公認審判員資格は、審判検定(学科試験・実技試験)の結果から合否が判定されます。

記

1. 学科講習・試験

期 日:平成25年2月17日(日) 午前9時00分受付

受講申込者が多い場合は、午前と午後に振り分けます。

振り分けはホームページでお知らせいたします。

内 容:講義及び学科試験

会 場:東京都立小岩高等学校(視聴覚室または会議室)

2. 実技試験

学科講習の時に発表いたします。

内容:⑩東京都高等学校バドミントン新人戦Ⅱ部大会(個人)の主審・線審を交代で行う。

3. 申込期間

2月7日(木)迄 期日厳守。

【申込み方法】

振込用紙は事前に配布されたものを使用してください。**(ATM で払込むこと)**

紛失等で無い場合は、郵便局の備え付けの青色振込取扱票を使用してください。

ご利用明細票は、年度終了後まで大切に保管して下さい。

4. 費用

2,000円

※実技合格後、資格申請料1,050円を別途払い込みが必要となります。

5. 備考

- ①受検者は日本バドミントン協会まで登録が済んでいる者。
- ②学科試験当日は、筆記用具・日本バドミントン協会登録証を持参してください。
(登録証は、番号を記載する際に使用します。)
- ③実技試験の日程・会場の振り分けはホームページにてお知らせいたします。

公認審判員資格は、審判検定(学科試験・実技試験)の結果から合否が判定されます。

付記:卒業後は次の年度内に所定の手続きをとれば、改めて検定を受けなくても3級公認審判員資格が認定されます。(次の審判員資格の移行について参照)

審判員資格の移行について

高校卒業後、次の手続きを経ることで、試験を受けずに準3級から3級に移行することができます。

- ① 日本バドミントン協会への会員登録を行ってください。
支部協会を通じて支部協会・都道府県協会・日本協会へ会員登録をします。
(支部協会とは区・市などの協会を指す。在住・在勤で登録できます)
- ② 支部協会を通じて、審判員の登録をしてください。その際次のものが必要となります。
 - a) 審判員資格認定申請書
(審判員資格認定申請書は都道府県協会または支部協会にあります)
 - b) 申請料 2100円
 - c) 資格登録料5,250円

③ 注意点

審判員資格は3年ごとの更新ですが、日本バドミントン協会の会員資格は1年ごとです。
したがって、毎年度会員登録をしないと審判員資格は失効されます。

④ 都道府県協会連絡先(問い合わせ先)

| | |
|--------------|---------------|
| 東京都バドミントン協会 | 03-3365-2785 |
| 千葉県バドミントン協会 | 043-432-8401 |
| 埼玉県バドミントン協会 | 090-1500-4296 |
| 神奈川県バドミントン協会 | 045-743-1826 |

審判検定会についての質問

藤井弘行 (高体連バドミントン専門部審判部・都立小岩高等学校勤務)

E-mail: Hiroyuki_2_Fujii@member.metro.tokyo.jp

第2回 準3級公認審判員資格検定会

申 込 書

ブロック： _____

学校名： _____ 高等学校

会員番号： 1 3 3 0 0 _____ (下5桁を記入)

氏 名： _____

下記の空白に払込票を添付してください。

(2月17日会場にてご提出ください。)